

南海電気鉄道株式会社「minapita カードの個人情報取り扱いに関する重要事項」

お客様の情報の取扱いについて下記の事項をご確認、ご同意のうえお申してください。なお、個人情報の取扱いに関する内容の全文は、カード送付時に minapita カード会員規約（以下「本規約」という。）としてあらためてお届けします。

1. 個人情報の収集・保有・利用・預託

南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）は会員（入会申込者も含む。以下同じ。）の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

（1）会員は、当社が minapita カード（以下「本カード」という。）の発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を収集、保有し、利用することに同意します。

（i）氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス等、会員が入会申込時および入会後に届けた属性情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）

（ii）入会申込日、入会申込方法・場所、入会承認日、利用限度額、会員等と当社またはサービス提携先との契約内容に関する情報

（iii）会員の本カードの利用に関する情報

（iv）申込に対する審査の結果（但し承認とならなかった理由は除く。）

（v）本カードの会員番号、有効期限

（vi）会員番号が無効となった事実（但し無効となった理由は除く。）

（vii）会員が会員資格を喪失した事実（但し、喪失となった理由は除く。）

（2）会員は、当社が個人情報を保護措置を講じた上で、個人情報を当社グループ各社に提供し、当該提供先がその事業内容の範囲で特典・商品サービスの提供およびそれに関する各種営業案内を送付すること、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することに同意します。また、当該提供先での利用に際し、会員に連絡する必要がある場合には、当該提供先から会員に連絡することに同意します。

（3）会員は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、業務受託会社に、当社が保護措置を講じたうえで個人情報を預託することに同意します。

2. （個人情報の公的機関等への提供）

会員は、次の各号の場合に、当社が個人情報を提供することにあらかじめ同意します。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

3. (個人情報の開示・訂正・削除および利用の停止・提供の停止)

(1) 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データ（第三者提供記録を含む）を開示するよう請求することができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社所定の方法で開示を行います。

(2) 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データの内容が事実でないことを理由に訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該保有個人データの内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、訂正等を行うものとします。

(3) 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データについて、利用の停止もしくは消去（以下「利用停止等」といいます。）または第三者に対する提供の停止の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等または第三者提供の停止を行います。ただし、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

4. (本規約の不同意の場合)

当社は、会員が本カードの申込に際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、本カードの入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、本規約第 12 条に定める各種営業案内の送付に同意しない場合は、これを理由に入会をお断りすることはありません。

5. (ご相談窓口)

当社に対する個人情報に関するお問い合わせについては下記までお願いします。

<南海電気鉄道株式会社> 電話番号 06-6644-7240 大阪市浪速区敷津東 2-1-41

(2022 年 4 月改定)

minapitaカード会員規約

第1章 総則

第1条(本規約の目的)

南海電気鉄道株式会社(以下「当社」という)は「minapitaカード」(以下「本カード」という)を発行し、minapitaカード会員規約(以下「本規約」という)にて本カード発行条件及び機能・サービス・使用方法等について定めます。

第2条(カード名称)

当社が所定の方法で発行するカードの総称を「minapitaカード」と称します。

2. 当社が所定の方法で発行する PiTaPa 機能を搭載するカードの総称を「minapita (PiTaPa) カード」と称します。また、「minapita (PiTaPa) カード」の内、本会員が承認する中高生等を家族会員として発行するカードの総称を「minapita (PiTaPa) ジュニアカード」、小学生等を家族会員として発行するカードの総称を「minapita (PiTaPa) キッズカード」と称します。

3. 前2項の他、カードの発行形態やサービス提携先との契約形態により特定のカード名称を指定する場合は、別途定めるものとします。

第3条(カードの機能)

第4条で定める会員は、当社が別途定める「minapitaポイントサービス規定」により提供するポイントサービス及び当社とサービスの提供に関する契約の締結、または取り決めをした法人・団体・店舗等(以下「サービス提携先」という)が提供するサービス等の提供を受けることができます。

第2章 会員資格

第4条(会員)

本会員とは、「本規約および関連する規約・規定・特約」(以下「本規約等」という)に同意のうえ、当社所定の方法で入会の申込をした個人のうち、当社が入会を承認した方で「minapitaクレジットカード会員」と称します。

2. 本会員が当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等に同意のうえ、当社所定の方法で入会の申込をし、当社が入会を認めた方を家族会員といたします。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合は、当然、会員資格を喪失するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約等の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約等の内容を遵守しなかったことによる関係者の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

4. 会員とは、本会員と家族会員をいいます。(入会申込者も含む。以下同じ)

5. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第5条(届け出事項の変更事項)

会員は当社に届け出た住所・氏名・勤務先等について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

2. 会員は、本条第1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は通知書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、本条第1項の住所・氏名の変更の届け出を行なわなかったことについてやむをえない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

3. 当社が会員宛に発送した通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員にやむをえない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

第6条(本規約等の改定)

本規約等が改定され、その改定内容が会員に通知または、公表された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承諾したものとみなします。

第7条(退会もしくは会員資格の喪失)

会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを切断のうえ当社所定先に返却していただきます。なお、当社またはサービス提携先が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2. 当社は、会員が本規約等に違反した場合、または本カードの利用が不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく、直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。

3. 会員が会員資格を喪失した場合、当社またはサービス提携先が本カードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

4. 会員が会員資格を喪失した場合は、会員に通知することなく、当社の判断で、本カードの利用を停止できるものとします。

5. 会員が会員資格を喪失した場合、または、当社またはサービス提携先が必要と判断した場合に、会員に本カードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、本カードを返却するものとします。また、当該カードの回収に要した費用を会員に負担していただく場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。

6. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には、当然に、会員資格を喪失するものとします。

第3章 カードの管理

第8条(カードの貸与)

本カードの所有権は当社に属し、当社の入会承認を受けた会員に対し、本カードを貸与するものとします。

2. 本カードは、本カードに表示された会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、会員は、本カードに表示される固有の番号・有効期限等についても他人に使用させることはできないものとします。

第9条(カードの有効期限)

本カードの有効期限は当社が指定し本カード上に表示するものとします。

2. 当社が引き続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを送付するものとします。新しいカードの送付を受けた会員は、当社から特に指示する場合を除き、従前のカードを直ちに会員の責任において切断する等使用不能の状態にし破棄するものとします。

第10条(紛失・盗難・再発行)

本カードが紛失・盗難・詐欺・横領等(以下「紛失・盗難等」という)により他人に不正利用された場合でも、当社及びサービス提携先は一切の責任を負いません。

2. 本カードの紛失・盗難等の場合、会員は当社指定の方法により届け出をおこない、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行するものとします。またこの場合、会員は当社所定の手数料を負担することをあらかじめ承諾するものとします。

第4章 付帯サービス

第11条(付帯サービス)

会員は、minapitaポイントサービス等の本カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用ことができ、会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社所定の方法により会員に対し別途通知するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約・規定・特約等がある場合は、それに従うものとします。

2. 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承知するものとします。

- (1)付帯サービスについて、会員への予告もしくは通知なしに変更または中止される場合があること。
- (2)会員が第7条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第5章 個人情報の取り扱い

第12条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

会員は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を収集、保有し、利用することに同意します。

- (1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス等、会員が入会申込時および入会後に届けた属性情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)
- (2)入会申込日、入会申込方法・場所、入会承認日、利用限度額、会員等と当社またはサービス提携先との契約内容に関する情報
- (3)会員の本カードの利用に関する情報
- (4)申込に対する審査の結果(但し承認とならなかった理由は除く。)
- (5)本カードの会員番号(minapita番号)、有効期限
- (6)会員番号が無効となった事実(但し無効となった理由は除く。)
- (7)会員が会員資格を喪失した事実(但し、喪失となった理由は除く。)

2. 会員は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当社グループ各社に提供し、当該提供先がその事業内容の範囲で特典・商品サービスの提供およびそれに関する各種営業案内を送付すること、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することに同意します。また、当該提供先での利用に際し、会員に連絡する必要がある場合には、当該提供先から会員に連絡することに同意します。

3. 会員は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社または当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと、および顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、業務受託会社に、当社が保護措置を講じたうえで個人情報を預託することに同意します。

第13条(個人情報の公的機関等への提供)

会員は、次の各号の場合に、当社が個人情報を提供することにあらかじめ同意します。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5)当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

第14条(個人情報の開示・訂正等・利用の停止等・第三者提供の停止)

会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データ(第三者提供記録を含む)を開示するよう請求することができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社所定の方法で開示を行います。

2. 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データの内容が事実でないことを理由に訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、当該保有個人データの内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、訂正等を行うものとします。

3. 会員は、当社に対し、当社所定の手続で、自己に関する保有個人データについて、利用の停止もしくは消去(以下「利用停止等」といいます。)または第三者に対する提供の停止の請求をすることができ、この場合、当社は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等または第三者提供の停止を行います。ただし、請求書等業務上必要な書類に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

第15条(本規約の不同意の場合)

当社は、会員が本カードの申込に際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、本カードの入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、本規約第12条に定める各種営業案内の送付に同意しない場合は、これを理由に入会をお断りすることはありません。

第6章 その他

第16条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第17条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条(ご相談窓口)

第14条の請求その他のお問い合わせ等については下記までお願いします。

＜南海電気鉄道株式会社＞

電話番号06-6644-7240

大阪市浪速区敷津東2-1-41

2023年11月1日改定

minapitaポイントサービス規定

第1条(目的)

本規定は、南海電気鉄道株式会社(以下「当社」という)が、「minapitaカード会員規約」および「minapitaポイントカード会員規約」(以下「会員規約」という)に基づきminapita会員となった方(以下「会員」という)に対して当社が提供するminapitaポイントプログラム(以下「本プログラム」という)のサービス内容に関する事項を定めるものです。

2. 本プログラムは、当社所定の各種サービスにおいて、会員による物品等の購入、サービスの利用等に応じてポイントを当社が会員に付与し、会員がこれを当社所定の各種サービスにおいて利用することができる特典を会員に提供するものです。本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるほか、本プログラムに基づくポイント付与および利用に関して、各種サービスごとまたはキャンペーンごとに定められる諸条件が適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規定における主な用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとします。

(1)「minapita会員」とは、以下の号の細分に掲げるとおりとします。

- ①「minapitaクレジットカード会員」とは、minapitaクレジットカードを保有する会員をいいます。
- ②「アプリ会員」とは、なんばまるっとアプリを保有する会員をいいます。
- ③「minapitaポイントカード会員」とは、minapitaポイントカードを保有する会員をいいます。
- ④「ゲスト会員」「仮会員」とは、それぞれ会員登録がお済みでないアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。
- ⑤「minapitaポイント会員」とは、会員登録がお済みのアプリ会員、minapitaポイントカード会員をいいます。ただし、minapitaクレジットカードを保有するアプリ会員は除きます。

(2)「会員証」とは、minapitaクレジットカード会員、minapitaポイント会員が保有するカード等をいいます。

(3)「カード等」とは、minapitaクレジットカード、なんばまるっとアプリのポイントカード機能およびminapitaポイントカードをいいます。

第3条(当社のポイントサービス)

本規定等に従って当社が提供する本プログラムにより付与されるポイントを「minapitaポイント」(以下「ポイント」という)といいます。

第4条(ポイントの付与)

当社は、当社が定めたポイント提携加盟店(以下「加盟店」という)において会員が商品の購入・サービス等を利用した時、その他当社が相当と認めた場合利用金額等に応じてポイントを付与し

ます。また、当社および加盟店が行うキャンペーンによってポイントが付与される場合もあります。

(1)ポイント付与率、対象取引、ポイント付与日、その他付与条件は当社が決定し、当社があらかじめ定める所定のウェブサイト等において会員に告知します。またポイントの付与が対象外となる店舗・商品・サービス等があります。

(2)ポイントの付与は会員単位での利用に対して行います。ただし、minapitaクレジットカード会員の利用に対するポイント付与については、本会員の口座単位で集計します。

(3)加盟店の都合により、ポイント設定(付与率)等を予告なく変更または廃止することがあります。この場合、当社は一切の責任を負いません。

2. ポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する判断は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第5条(ポイントの利用)

会員は前条により付与されたポイントについて、以下のとおり加盟店において利用することができます。

(1)ポイントの利用は、以下の各項目により当社または加盟店が指定する方法によるものとします。また、当社および加盟店によって、ポイント利用の対象外となる店舗・サービス等があります。

①なんばパークス、なんばCITYおよび一部の加盟店で、会員が保有するポイントを商品・サービスの代金に直接充当する方法(以下「ポイント払い」という)

②会員が当社指定の方法によりポイントの交換申請を行い、当社が指定する商品・サービス・引換券等に交換する方法(以下「ポイント交換」という)

③その他当社または加盟店が指定する方法

(2)「ゲスト会員」「仮会員」は、ポイント払いおよびポイント交換はできません。

(3)ポイント払いは、会計前に会員証を提示した場合に限り、利用できるものとします。また、支払代金を超えて利用することはできません。

(4)ポイントは現金と引き換えることはできません。

(5)会員は、ポイント払いおよびポイント交換の申請をする時点で、第6条で定める有効期間内のポイント(以下「交換可能ポイント」という)に限りポイントを利用できるものとします。

(6)会員は、利用可能なポイント残高を超えて、ポイント払いおよびポイント交換をすることはできません。

(7)利用可能な施設・エリアを限定するポイント(以下「施設・エリア限定ポイント」という)は、当社が指定する施設・エリアの範囲内で利用できるものとします。

(8)種類が異なるポイントを同時に複数保有している場合は、有効期間の終了日が早いものから優先して利用されます。ただし、有効期間の終了日が同じ場合は、施設・エリア限定ポイントから優先して利用されます。

(9)カード等の紛失・盗難により、第三者がポイント払いやポイント交換をした場合、当社は一

切責任を負いません。

(10) 会員は、ポイント交換後に、取消・変更および返品は行えないものとします。

2. 前項第1号②に定める、ポイント交換の種類、内容、交換に必要なポイント数、その他ポイントの利用条件は当社が定めるものとし、当社はこれらをいつでも新規に設定、変更または終了させることができるものとします。なお、品切れ、提携会社との解消、その他の事情により会員から交換の申し出のあったポイント交換を提供できない場合、交換商品を変更いただくか、当該ポイント数を会員に返還します。

第6条(ポイントの有効期間・消滅)

ポイントの積立期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、積立期間内に獲得したポイントの有効期間は当該積立期間終了日の翌年の3月末日とします。

2. 前項とは別に、有効期間が付与日から一定日数内であるポイントを「期間限定ポイント」として付与する場合があります。

3. 有効期限内にポイント払いまたは商品交換されなかったポイントは、自動的に全て消滅するものとします。

4. 会員が退会または資格を喪失された場合は、ポイントは全て消滅します。

第7条(ポイント残高照会)

会員は、「minapitaポイントマイページ」または一部の加盟店発行レシート、「minapitaカードなんばカウンター」「なんばパークスインフォメーション」「なんばCITYインフォメーション」でポイント残高を確認・照会することができます。

第8条(ポイントの引き継ぎ等)

会員証の紛失、盗難、汚損、破損等による再発行の場合は、会員が当社所定の方法で当社に届け出た時点のポイント数を新たな会員証に引継ぎます。ただし、会員が届け出る前に第三者等によりポイントが利用された場合やポイントが失効した場合については、当社等は一切の責任を負いません。

2. 会員の都合により退会される場合には、積み立てたポイントは全て無効となります。

第9条(買上商品の返品時の処理)

買上商品等を取消、返品する場合は、会員が利用した加盟店において会員証および買上時のレシート等を提示することにより、当該付与ポイントを累計ポイントから差し引くものとします。なお、定期乗車券の有効期間中における払戻の場合は、返金額に応じたポイントを累計ポイントから差し引きます。

2. 買上商品等の取消、返品によりポイント残高がマイナスになった場合は、マイナスポイント数に相当する金額を請求する場合があります。また理由なく、それら取消、返品を繰り返す行為は不

正とみなし、取消、返品に応じない場合があります。

3. ポイント払いで買上げた商品等を取消、返品する場合は、返品処理を行う加盟店の規定に基づき、買上時と同数のポイントを返還します。原則現金での払戻しはいたしません。

第10条(ポイント統合)

会員名義が同一の場合に限り、minapitaポイントカードを1枚のminapitaクレジットカードへのポイントの統合は可能です。ただし、minapitaクレジットカード以外の複数のminapitaポイントカード同士を1枚のminapitaポイントカードにポイント統合することはできません。また、アプリ会員のポイント統合についても同様とします。

2. 複数のminapitaクレジットカードのポイントを1枚のminapitaクレジットカードに合算することはできません。

第11条(本プログラムの中止)

会員は以下の各号のいずれかに該当する場合、本プログラムの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)カード等に破損等その他異常が認められる場合
- (2)カード等の偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、またはそのおそれがあるとき
- (3)会員が本規定等に違反した場合、またはそのおそれがある場合
- (4)前各号の他、会員による本プログラムの利用を当社が不適切と認めた場合
- (5)ポイント端末機および本プログラムに関するシステム障害が発生した時または当社の都合により本プログラムに必要な処理を行うことができない場合

第12条(運営・管理の委託)

本プログラムの運営・管理については、当社は、業務受託会社に委託できるものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

本プログラムの利用に関する個人情報の取扱いについては、「minapitaカード会員規約第5章」および「minapitaポイントカード会員規約第9条」に定めるとおりとします。

第14条(本プログラムおよび本規定の改定等)

当社は、本プログラムおよび本規定の内容等を変更・改定または廃止することができるものとします。この場合、会員に対し1ヶ月以上前までに公表するものとします。

2023年11月1日改定